京都市告示第380号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の	幅員
梅泪	聿 緯	4号	右京区梅津坂本町28番地の28地先から 同町25番地の3地先まで		旧		メートル 15. 40	5. 10 ~	メートル 5. 25
線					新		15. 40	5.00 ~	6. 10

(建設局土木管理部道路明示課)